

韓国知的財産ニュース 2023 年 4 月後期

(No. 485)

発行年月日：2023 年 5 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121375）
- 1-2 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2121387）
- 1-3 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121410）
- 1-4 発明教育法後続措置「発明教師の認証に関する告示」の施行

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」の参加者を募集する
- 2-2 韓国特許審判院、第 18 回特許・商標判例研究論文公募展を開催
- 2-3 韓国特許庁、半導体審査推進団の現場コミュニケーションを始める
- 2-4 特許庁国際知識財産研修院、済州特別自治道教育長と業務提携
- 2-5 韓国特許庁、輸出中小企業向け知的財産専門教育課程を開設
- 2-6 韓国特許庁、米国 LA 進出企業との知的財産懇談会を開催
- 2-7 「2023 女性発明王 EXPO」への参加申込を受け付ける
- 2-8 韓国特許庁、「米韓協力会合」で知的財産相談会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁への産業財産権紛争調停申請、4 年間年平均 19%増
- 3-2 特許審判国選代理人制度利用のアップ、満足度もアップ

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 IP5 特許出願 2022 年 293 万件、前年比 1.4%増
- 5-2 韓国特許庁、2022 年知的財産金融規模調査結果を発表

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121375）

議案情報システム（2023.4.14.）（4月16日公表）

議案番号：2121375

提案日：2023年4月14日

提案者：ク・ジャグン（国民の力）議員外11人

提案理由

現行法は、産業技術の流出と侵害行為を禁止する規定を設け、産業技術を外国で使用するか使用させる目的で流出及び侵害行為をした者は、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処するよう規定している。

ところが、産業技術として指定されている韓国の重要技術が海外に流出する場合、国の安全保障及び国民経済に否定的な影響を与え、韓国産業のグローバル競争力を弱める要因となりかねないことから、産業現場では、産業技術の流出と侵害行為がその嚴重さに比べて立証要件が過度なため要件を緩和する必要がある、産業技術を海外に流出させた者に対して量刑を重くし、身元を公開する等の処罰を強化することを求める声が高まっている。

したがって、産業技術侵害行為の要件を緩和し、侵害行為に対する処罰を強化するとともに、産業技術を流出させたか侵害行為をした者に対しては、身元情報を公開させることで、国内の産業技術を保護し、国内産業の競争力を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. 産業技術に対する秘密保持義務がある者が、特殊媒体記録の返還や産業技術の削除を求められたにもかかわらず、対象機関に損害が発生することを知りながらそれを拒否又は忌避するか、その写しを保有する行為を侵害行為に含める（案第14条第6号の3）。
- ロ. 産業技術を外国で使用するか使用させる目的で当該行為をした者は、20年以下の懲役又は20億ウォン以下の罰金に処する（案第36条第2項）。

ハ．裁判所は、産業技術海外流出者の身元情報を、情報通信網を利用して公開させる命令を言い渡せるようにする（案第36条の3新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条第6号の3中「対象機関に損害を与える目的で」を「対象機関に損害が発生することを知りながら」に改める。

第36条第2項中「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に改める。

第36条の3を次のように新設する。

第36条の3（産業技術海外流出者の身元情報の公開等）①裁判所は、第36条（同じ罪を犯す目的で準備や陰謀をした者及び未遂犯を含む。）の犯罪をした者に対し、判決で氏名、住民登録番号及び当該犯罪の要旨を最長10年の範囲内で情報通信網を利用して公開させる命令を当該事件の判決と同時に言い渡すことができる。

②第1項による情報の公開期間は、判決が確定した時から起算する。ただし、公開命令を受けた者が実刑を言い渡された場合は、その刑の全部又は一部の執行を終了するか、執行が免除された時から起算する。

③第1項による情報公開の方法及び手続き、公開命令の執行等に必要な事項は、大統領令で定める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（身元情報等の公開命令に関する適用例） 第36条の3の改正規定は、この法律の施行後、第36条に対する犯罪に該当する行為により有罪判決を言い渡す場合から適用する。

1－2 【法案提出】 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2121387）

議案情報システム（2023.4.14.）（4月16日公表）

議案番号：2121387

提案日：2023年4月14日

提案者：チョ・ジョンフン（時代転換）議員外9人

提案理由

現在、この法によると、特許庁は弁理士会と弁理士に対する管理・監督の権限があり、「政府組織法」により特許・実用新案・デザイン及び商標に関する事務とそれに対する審査・審判の事務を司っている。これと共に、弁理士は特許庁又は裁判所に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理することを業としている。

これに基づき、特許庁は特許登録出願の審査及び関連審判業務（審判・特許法院の事件において特許庁長が被告、弁理士が原告の代理人となる）を担当しており、弁理士はこれとは逆に特許出願人又は特許権者を代理して特許登録を支持する業務を担当している。

したがって、特許庁と弁理士会及び弁理士は、同等な地位ではなく、特許庁が優越な地位にあることになるため、弁理士会や弁理士は特許庁の事業、特許行政、特許庁退職者の民間業者への就職による問題等、懸案に異議があっても独立的な意思を特許庁に積極的に伝えにくく、結果的に発明者と企業の利益を忠実に代弁するには現実的に限界があるとの指摘がある。

また、この法により、特許庁は弁理士資格試験制度を担当しており、特許庁経歴の公務員は弁理士資格取得の過程において試験科目の免除という優遇を受けているが、これは、潜在的な受験生が自ら弁理士試験制度を権利・監督している構造である。そのため、特許庁が弁理士会及び弁理士に対する管理・監督の権限を持っている限り、特許庁が弁理士試験制度を特許庁経歴の公務員にとって有利に変更しても、弁理士会と弁理士はそれに対して意見の表明が難しいのが実情である。

まとめると、審査及び審判における特許庁と弁理士間の利害対立構造と特許庁退職公務員の民間業者への就職から特許庁が自由でなければ、弁理士会に対する公正な管理・監督は期待しがたいという問題点を持っている。

したがって、税理士及び税理士会に対する管理・監督の権限を国税庁ではなく本部の企画財政部が持っていることのように、弁理士及び弁理士会に対する管理・監督の権限を特許庁から産業通商資源部に変更することで上記のような利害衝突の発生を防止し、「政府組織法」の体系に合わせて弁理士制度に対する政策の策定及び執行を部が担当できるようにしようとするものである。

主要内容

- イ. 弁理士試験は、産業通商資源部長官が実施する（案第4条の2及び第4条の5）。
- ロ. 弁理士業務の登録、登録の拒否及び取消業務は、産業通商部長官が遂行する（案第5条、第5条の2及び第5条の3）。
- ハ. 特許法人設立の認可、所属弁理士変更届出、認可の取り消し、解散の届出及び組織変更の認可業務は、産業通商資源部長官が遂行する（案第6条の3、第6条の4、第6条の8、第6条の9及び第6条の10）。
- ニ. 特許法人（有限）の設立の認可、所属弁理士変更届出、増資・保全命令、損害補償損

失引当金の使用承認、設立認可の取り消し、解散の届出、会計処理業務は、産業通商資源部長官が遂行する（案第6条の12、第6条の13、第6条の16、第6条の18、第6条の19、第6条の20及び第6条の21）。

- ホ. 弁理士会の支会・支部設置の承認、弁理士会会則改定の認可、弁理士登録情報の弁理士会への提供、弁理士の研修規則の承認業務は、産業通商資源部長官が遂行する（案第9条、第10条、第13条及び第14条）。
- ヘ. 弁理士資格・懲戒委員会は産業通商資源部に置き、委員長は産業通商資源部次官が務め、委員会の委員は産業通商資源部長官が任命又は委嘱し、委員会の議決による弁理士の懲戒又は資格停止処分は、産業通商資源部長官が遂行する（案第16条、第17条及び第18条）。
- ト. 産業通商資源部長官は、この法による権限又は業務の一部を、大統領令に定めることに基づき特許庁長又は弁理士会等に委任・委託することができる（案第28条）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第4条の5各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第5条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第5条の2第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第5条の3各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

法律第19165号弁理士法の一部改正法律第6条の2第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の3第2項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の4第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の8第1項各号以外の部分本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の9第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の10第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の12第2項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許

庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の13第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の16第6項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の18第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の19第1項各号以外の部分本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第6条の20第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第6条の21第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第9条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第10条第1項前段中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第13条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改め、同条第3項本文中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とする。

第14条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第15条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第4項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第16条第1項各号以外の部分中「特許庁」を「産業通商資源部」とし、同条第3項各号以外の部分中「特許庁次長」を「産業通商資源部次官」に、「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第17条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」とし、同条第3項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第18条第1項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第27条第2項中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条（権限又は業務の委任・委託）①産業通商資源部長官は、この法による権限の一部を、大統領令に定めることに基づき特許庁長に委任することができる。

②産業通商資源部長官は、この法による業務の一部を、大統領令に定めることに基づき弁理士会又は試験運営関連専門機関・団体に委託することができる。

第29条各号以外の部分中「特許庁長」を「産業通商資源部長官」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（行政処分等に関する一般的経過措置）この法律の施行当時に従前の規定により特

許庁長が行った行為や特許庁長に行った行為は、この法律の当該規定による産業通商資源部長官が行った行為や産業通商資源部長官に対して行った行為とみなす。

第3条（所管事務に関する経過措置）この法律の施行当時に特許庁長の所管事務であった弁理士試験、不正行為者に対する制裁、弁理士の登録・登録許否・取り消し、特許法人の設立の認可・取り消し・解散・組織変更、特許法人（有限）設立の認可・届出、取り消し、弁理士会に対する監督、弁理士の研修、弁理士への懲戒に関する事務は、産業通商資源部長官が承継する。

第4条（弁理士資格・懲戒委員会に関する経過措置）この法律の施行当時に従前の規定により特許庁に設置した委員会は、産業通商資源部に設置した委員会とみなす。

第5条（弁理士資格・懲戒委員会の委員に関する経過措置）この法律の施行当時に従前の規定により任命又は委嘱された委員会の委員は、この法律の改正規定により任命又は委嘱されたものとみなす。

第6条（業務の委託に関する経過措置）この法律の施行当時に従前の規定により特許庁長の業務の一部を委託された弁理士会又は試験運営関連専門機関は、この法律により産業通商資源部長官が業務の一部を委託したものとみなす。

1-3 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2121410）

議案情報システム（2023.4.17.）

議案番号：2121410

提案日：2023年4月17日

提案者：イ・ジャンソブ（共に民主党）議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、受託・委託取引の際、受託企業が委託企業に営業秘密に該当する技術資料を提供する場合、秘密保持に関する契約（以下「秘密保持契約」という。）を締結するよう規定しており、それを締結しなかった者には、1千万ウォン以下の過料を科すようにしている。

ところが、これによると、秘密保持契約の締結を希望したものの、相手方の一方的な拒否により結果的に秘密保持契約を締結できなかった者も過料を納付しなければならないため、法律違反に対し明確な責任がある者だけを処罰するよう過料の賦課対象を限定しなければならないとの指摘がある。

そのため、過料の賦課対象を、秘密保持契約を締結しなかった者から秘密保持契約の締結を拒否した者に変更することで、過料の賦課体系を改善し、公正な受託・委託取引秩序の確立を図ろうとするものである（案第43条第3項第2号）。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第43条第3項第2号中「秘密保持契約を締結しなかった」を「秘密保持契約の締結を拒否した」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（過料に関する経過措置） この法律の施行前に取引相手方の拒否により秘密保持契約を締結できなかった者として、過料の賦課処分を受けなかった者に対しては、従前の規定にもかかわらず、過料を賦課しない。

1-4 発明教育法後続措置「発明教師の認証に関する告示」の施行

韓国特許庁（2023. 4. 24.）

発明教育の名人を探します

2023年発明教師認証評価試験、9月（1・2級）と11月（名人）に実施予定

青少年の創造的な問題解決能力と融合的思考力を引き出し、それを特許などとして権利化する能力まで教えられる発明教師が一層体系的に育成される見通しである。

韓国特許庁は、優れた発明教育能力を備えた発明教師を認証するために必要な事項を規定した「発明教師の認証に関する告示」を4月24日月曜日から施行すると発表した。今回の告示は、「発明教育の活性化及び支援に関する法律」の改正により法制化した発明教師の認証に対する後続措置として、積極行政法制立案の優秀事例に選ばれた「同法施行令」に委任した事項を規律している。

発明教師の認証レベルは、名人、1級、2級に区分され、発明教育履修実績・発明教育実務経歴など一定の要件を満たしている者を対象に口述または筆記試験を通じて認証し、有効期間は認証を受けた日から5年とする。

今年の発明教師認証評価試験は、名人は11月24日に、1級および2級は9月23日に実施する予定であり、受付期間および方法などは、発明教育ポータル（www.ip-edu.net）および韓国発明振興会のウェブサイト（www.kipa.org）から案内している。

特許庁は発明教育指導教師を育成するため、教育部等関連政府機関および17の市道教育庁と協力してさまざまな研修・コンテンツを教員に提供している。認証を受けた発明教師は、発明教育センターや発明教育総合教育研修院などで指導教師および専門講師として活動できる。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回の告示制定によって発明教師が体系的に育成されれば、青少年の潜在力をより効果的に引き出せると期待される」とし、「これからも青少年を創造的人材に育成するための取り組みを惜しまない計画だ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」の参加者を募集する

韓国特許庁（2023.4.17.）

グローバル企業の研究開発、大学生が解決する！

31の企業・機関、未来産業に対する38の課題を提示

韓国の大学(院)生個人または団体(チーム)が参加、大統領賞の賞金は1,500万ウォン

グローバル企業の研究開発課題を特許データの分析で解消してくれる有能な大学(院)生を探す。

韓国特許庁は、知的財産人材を育成するために、企業および研究機関（以下「企業等」）と共にする「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」（以下「大会」）への参加者を4月17日月曜日から6月7日水曜日まで募集する。

今年で16回目を迎える本大会は、企業等が保有している特許技術を活用して大学(院)生が事業化または研究開発の戦略を立てる大会である。韓国の大学(院)生であれば、個人または団体（チーム、3人以内）として誰でも参加できる。

今年31の企業等が未来産業に関する38の課題を出題した。課題は、生成系人工知能技術、自動運転センサークリーニングシステム、がん細胞治療薬など、イノベーション成長を導いていく多様な分野で構成されている。

大統領賞受賞者には賞金 1,500 万ウォン、国務総理賞受賞者には賞金 1,200 万ウォンが授与される。大会の受賞者には、受賞者ネットワークへの登録や後援企業への就職優遇などの特典も与えられる。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許庁はこれからも大学(院)生が未来をリードする技術と知的財産能力を兼ね備えた融合人材に成長するよう、産業界と協力して積極的に支援していきたい」と述べた。

一方、参加申込と課題確認については、大会のウェブサイト (www.kipa.org/cpu) で確認できる。また、大会事務局（韓国発明振興会知的財産人材育成室、☎02-3459-2813）に問い合わせることもできる。

2-2 韓国特許審判院、第 18 回特許・商標判例研究論文公募展を開催

韓国特許庁 (2023. 4. 18.)

特許・商標判例研究に関する優秀な論文を募集します！
最優秀賞賞金は 200 万ウォン、4 月 18 日から 9 月 30 日まで募集

韓国特許庁の特許審判院は、産業財産権に関する判例を研究する文化を活性化するための「第 18 回特許・商標判例研究論文公募展」を開催する。

申し込みは 4 月 18 日（火曜）から 9 月 30 日（土曜）まで実施し、知的財産に興味のある人なら誰でも参加できる。

応募者は指定課題または自由課題を選択して参加する。指定課題は特許審判院が選定した判例 4 件であり、自由課題は指定課題の他に特許・実用新案・商標・デザインに関する裁判所の判例であれば何でも可能である。

【指定課題】

・特許分野

(1) 記載不備解消のために請求範囲から削除された部分は意図的な除外に該当するかいなかに関する判例（大法院 2023 年 2 月 2 日付宣告 2022 フ 10210）

(2) 物の発明の特許権者が確認対象発明に製造方法を記載した場合における判断方法に関する判例（大法院 2022 年 1 月 14 日付宣告 2019 フ 11541）

・商標分野

(1) 営業譲渡後に譲渡人が同一・類似の商標を出願・登録を受けたことが信義則に反するものなのかいなかに関する判例（大法院 2020 年 11 月 5 日付宣告 2020 フ 10827）

(2) 称呼において類似であるものの、外観・観念において非類似の商標の類否判断に関する判例（大法院 2020 年 12 月 30 日付宣告 2020 フ 10957）

韓国特許審判院は、最優秀賞（※）1 件（産業通商資源部長官賞、賞金 200 万ウォン）、優秀賞 2 件（特許庁長賞、賞金 100 万ウォン）、奨励賞 3 件（特許庁長賞、賞金 50 万ウォン）を選定し、賞金と優秀論文集の発刊などを提供する予定である。選定結果は 12 月初旬に発表し、12 月中に授賞式を開催する。

※最優秀賞は指定課題応募作から選定

韓国特許庁の特許審判院長は「この公募展の指定課題は審判官の審理に大きな影響を与える案件であって、この公募展を通じて関連審判の基準設定に活用できる様々な意見が収集できることを期待する」と述べた。

詳しい内容については、韓国特許審判院のウェブサイト（www.kipo.go.kr/ipt）または特許審判院審判政策課（042-481-5484、yooyoung24@korea.kr）に問い合わせることができる。

2-3 韓国特許庁、半導体審査推進団の現場コミュニケーションを始める

韓国特許庁（2023. 4. 18.）

4 月 18 日、サムスン電子など企業 11 社と「特許制度運営懇談会」を開催
半導体産業の競争力を高めるため、現場の声を聴く

韓国特許庁は、4 月 18 日（火曜）午後 3 時に韓国特許庁ソウル事務所で、半導体産業現場の生の声を聴くために主な半導体企業（※）と「特許制度運営懇談会」を開催すると発表した。

※サムスン電子、SK ハイニックス、OPTOLANE、ジュソンエンジニアリング、PSK、CRESSEM、LX セミコン、MECARO、DONGJIN SEMICHEM、S&S TECH、韓国半導体産業協会

半導体審査推進団（以下、推進団）は、韓国企業の核心半導体技術に対して先行的な保護ができるように韓国特許庁の審査能力を結集させ、主要国で初めて構成した半導体先端特許審査組織であって、11 日に発足した。

懇談会には半導体の設計、製造、材料、装備など、各分野を代表する企業が参加し、知的財産の実務者が直接抱えている現実的な悩みや問題を政府に伝える。

また、推進団の発足、半導体優先審査制度、半導体技術発展に大事な役割を果たしている国との審査協力など、半導体産業を支援している韓国特許庁の主な政策を紹介し、半導体などの核心技術の海外流出を防ぐための秘密特許制度及び権利獲得の機会や範囲を拡大する分割出願制度の改善策など、最近の韓国特許法や制度の改善方向についても意見を交わす予定である。

収集した意見は、最近半導体需要の減速などにより困難に直面した半導体企業が知的財産の競争力を確保して危機を打開し、グローバル超格差を維持するために実質的に役に立つ政策の発掘に反映する予定である。

韓国特許庁の半導体審査推進団長は「半導体産業は韓国の核心産業であり、経済のみならず安全保障の面からも注目を集めている」とし、「推進団が半導体産業の競争力を確保して技術保護のための強い知的財産権の創出に貢献できるよう、産業界とコミュニケーションを続けて運営していく」と述べた。

半導体「特許制度運営懇談会」参加企業リスト

企業名	分野
サムスン電子	半導体の設計・製造
SK ハイニックス	半導体の設計・製造
OPTOLANE	半導体製造
ジュソンエンジニアリング	半導体装備
PSK	半導体装備
CRESSEM	半導体装備
LX セミコン	半導体設計（ファブレス）
MECARO	半導体材料
DONGJIN SEMICHEM	半導体材料
S&S TECH	半導体材料
韓国半導体産業協会	協会

2-4 特許庁国際知識財産研修院、済州特別自治道教育長と業務提携

韓国特許庁（2023. 4. 20.）

楸子島・牛島でも発明の夢を育む 発明教育の普及および未来人材の育成に向けた協力体制の構築 4月末～5月初め、済州内離島の小学生向け発明教育の実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院（以下「研修院」）は、済州特別自治道教育庁と4月20日木曜日午後1時30分に済州で発明教育の普及および知的財産人材の育成に向けた業務提携を締結する。

両機関は、発明教育の普及および未来人材の育成に向けた協力体制の構築、発明教育プログラムの開発・普及、発明教育課程の拡大などに向けた協力強化、発明教育の充実化に向けた発明教師・管理者研修および教育課程の多様化への協力、教育課程の開発に向けた共同研究などに対して協力することにした。

研修院は、発明教育へのアプローチが厳しい済州内楸子島の小学生を4月24日～26日、加波島・牛島の小学生を5月2日～4日に招待して学年別オーダーメイド型発明教育を提供し、体験型現場学習などを実施する計画である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「今回の提携をきっかけに技術・発明を導いていく未来人材向けの知的財産教育がさらに普及することと期待される」とし、「これからも効果的な教育プログラムの開発および支援のために積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

済州特別自治道教育長は、「今回の提携をきっかけに知的財産教育が充実化し、生徒たちが多様な発明教育プログラムを通じて創造力を育てることで、未来の発明人材に成長する上で大きく役立つだろうと期待している」と話した。

2-5 韓国特許庁、輸出中小企業向け知的財産専門教育課程を開設

韓国特許庁（2023. 4. 24.）

輸出企業なら必須！ソウルエリアの受け付けを開始

韓国特許庁は、輸出中小企業を対象とする知的財産人材能力強化教育課程に対するソウルエリアからの申し込みを4月28日金曜日から受け付け、先着順で締め切ると発表した。

本教育課程は、最近の世界的な韓流ブームにより海外で韓国商品の模倣品が横行している中、輸出企業の知的財産能力を強化することで韓国企業の被害を最小限にとどめるために開設される。

本課程は、雇用労働部雇用保険基金の支援を受けて実施するものとして、訓練対象は雇用保険に加入している中小企業の在職者であり、参加者たちは教育費の全額を支援されることになる。

ソウルエリアの教育は、5月31日水曜日から6月15日木曜日まで5つの課程86名を対象に韓国発明振興会知的財産キャンパスで実施する。地方の日程は知的財産キャンパスのウェブサイト（IPCAMPUS：www.ipcampus.kr）に順次公開され、釜山、江原、大田、光州、全北などの順で実施される予定である。

本教育は、事前需要調査の結果を反映して、特許情報検索、特許情報分析、知的財産管理実務、知的財産活用、特許ライセンスおよび特許紛争などの内容で構成される。輸出予定企業または海外に既に進出している中小企業が進出国で起こり得る知的財産の出願、保護、侵害、訴訟などに対応できるよう、教育を通じて関連知識と多様な事例を提供する。

本教育により輸出中小企業の知的財産関連知識と対応能力が強化され、海外模倣品に伴う被害が最小限に抑えられるとともに、海外進出の成功につながると期待される。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「本課程が韓国商品の模倣品によって多くの被害を受けている輸出企業に役立つことを願う」とし、「これから教育課程をより多様かつ体系的に構成して韓国企業の知的財産能力を高め、輸出を活性化させることで、韓国経済に貢献するようさらに努力していきたい」と述べた。

一方、教育への申し込みおよび詳細は、知的財産キャンパスのウェブサイト（IPCAMPUS：www.ipcampus.kr）で確認するか、韓国発明振興会生涯教育室（02-3459-2773）に問い合わせればよい。

2-6 韓国特許庁、米国 LA 進出企業との知的財産懇談会を開催

韓国特許庁（2023.4.26.）

対米輸出最大の踏み台…現地進出6社参加
海外に進出する際の知財権確保・紛争予防の重要性強調

韓国特許庁は、4月25日火曜日午後3時（現地時間）、米ロサンゼルス（LA）の海外知的財産センター（IP-DESK（※））が位置する大韓貿易投資振興公社（KOTRA）ロサンゼルス（LA）貿易館を訪問し、現地進出の韓国企業との懇談会を開催した。

※2012年3月にオープンして以来、米国弁護士2人が米西部地域に進出している韓国企業のために知的財産分野での隘路相談、法律諮問、知財権法律サービスなどを提供中

今回の懇談会は、韓国の対米輸出最大の踏み台であるカリフォルニア州（※）ロサンゼルス（LA）で韓国企業（※※）と共に現地進出企業の知的財産分野に関する隘路解消および支援策を模索するために設けられた。

※2022年韓国新規法人数（輸出入銀行）：1位カリフォルニア 195、2位デラウェア 133、3位テキサス 51

※※Spigen、BKT、Nicste USA、Mostive USA、JobKorea USA、MarqVision 等6社

懇談会に参加した企業は、海外知財権紛争の際に法的対応にかかる長い期間と費用、信頼性のある知財権専門法律事務所に対する情報不足、海外知財権の確保などに関する隘路の解消と支援を要請した。

これに対し、米国現地の知財権法律専門家は、米国では特許・商標侵害等の知財権紛争が多発するため、米国に進出しようとしている企業は、事前に知財権紛争予防に注意を払うよう呼びかけた。

特許庁長は、「最近、主要国が保護貿易主義を強化するに伴って韓国企業の海外進出時の知財権確保と紛争予防が次第に重要性を増している」と強調し、「特許庁は、韓国企業の海外進出のために海外知財権紛争対応への支援を拡大し、海外知的財産センターの機能と役割も強化していく計画だ」と述べた。

2-7 「2023 女性発明王 EXPO」への参加申込を受け付ける

韓国特許庁（2023.4.27.）

世界をリードする女性発明家を探します！

7月20～22日開催、産業財産権出願・登録した女性なら参加可能

女性発明者が特許技術と発明品を展示・広報し、世界各国の女性発明者と交流しながら海外進出まで模索できる機会の場が開かれる。

韓国特許庁は、特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2023 女性発明王 EXPO」への参加者を5月25日木曜日まで募集すると発表した。

「2023 女性発明王 EXPO」は、「大韓民国世界女性発明大会（第16回、以下「世界大会」）」と「女性発明品博覧会（第23回、以下「博覧会」）」を統合したもので、7月20日木曜日から22日土曜日までKINTEXで開催される。

参加申込は、産業財産権（特許、実用新案、デザイン）として出願をしたか権利を登録された満17歳以上の女性なら誰でも可能であり、イベントのウェブサイト（www.kiwie.or.kr）から申し込めばよい。

「世界大会」では、国内外の女性発明者の特許技術と発明品を審査して授賞し、国際交流による海外進出の機会を提供する。「世界大会」の主な賞としては、最優秀賞（グランプリ）、優秀賞（セミグランプリ）、金・銀・銅賞で構成された本賞と特許庁長賞、世界知的所有権機関（WIPO）事務総長賞、科学技術情報通信部・農林畜産食品部・女性家族部・産業通商資源部・中小ベンチャー企業部長官賞、ソウル特別市長賞、京畿道知事賞で構成された特別賞がある。

「博覧会」では、韓国の女性発明家・企業家の製品を展示し広報することで、優秀な女性発明品の販路開拓を支援する。今年は、参加企業を対象に流通商談会を開催し、テレビショッピング、大型スーパー、デパート、ソーシャルコマースなど韓国内主要流通ネットワーク所属のマーチャンダイザー（MD）とのマンツーマンカスタマイズ型流通商談を行う。

特に、「博覧会」への参加企業のうち消費財品目（※）がある約20社を選定し、Grip、NAVER ショッピングライブなどの「ライブコマース」を通じてリアルタイムで発明品を展示現場で販売できる機会を提供する。

※電気電子製品、化粧品、育児用品、キッチン用品、健康食品、衣類など

特許庁の産業財産政策局長は、「世界中の優秀な女性発明品が一堂に会するよう、『2023 女性発明王 EXPO』に対する女性発明家・企業家からの多くの関心と参加を願う」とし、「女性発明家が知的財産をベースに創業に成功できるよう、支援を惜しまない考えだ」と述べた。

一方、詳細については、ウェブサイト（www.kiwie.or.kr）から確認するか、韓国女性発明協会事務局（☎02-538-2710、kwexpo@naver.com）に問い合わせればよい。

2-8 韓国特許庁、「米韓協力会合」で知的財産相談会を開催

韓国特許庁 (2023. 4. 30.)

米国進出企業に海外特許確保戦略等オーダーメイド型コンサルティングを提供

韓国特許庁は、4月28日金曜日（現地時間）に米国ボストンで開催された「米韓協力会合（クラスターラウンドテーブル）」で、米国進出または進出予定企業を対象に知的財産相談会を開催した。

今回のイベントは、中小ベンチャー企業部所管の「ボストン K スタートアップ投資説明会」とともにボストンなど米国進出スタートアップ・中小企業の知的財産分野での隘路を解消するために企画された。

韓国企業約20社が相談に参加し、特許庁所管の海外知的財産センター（※）所属などの米国弁護士（3名）と知的財産創出・保護・活用分野別専門家を事前にマッチしてオーダーメイド型企業コンサルティングを提供した。

※米国2か所（LA、ニューヨーク）等11か国17か所が設置され、韓国企業のために知的財産分野での隘路相談、法律諮問、知財権法律サービスなどを提供

参加企業は、主に米国の知財権制度、米国現地での知財権紛争予防策、海外特許確保戦略、信頼できる現地特許事務所情報などについて専門相談を要請した。

特許庁長は、「韓国企業の海外進出を後押しするために、海外知財権紛争対応支援を拡大し、海外知的財産センターの機能と役割も強化していく計画だ」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁への産業財産権紛争調停申請、4年間年平均19%増

韓国特許庁 (2023. 4. 25.)

「訴訟の代わりに合意」急増した知的財産紛争調停申請
95%は中小企業・個人…両当事者が調停に参加する場合、66%解決

小規模事業者 A と中堅企業 B は、商標権関連紛争で権利範囲確認審判と刑事告訴まで行い、4年以上紛争していたが、産業財産権紛争調停委員会を通じて調停に合意し、審判・刑事告訴をすべて取り下げ、4年にわたる紛争を約2か月で解決した。

最近、アイデアの奪取や営業秘密侵害などの知的財産紛争に対する関心が高まっている中、「特許庁産業財産権紛争調停制度」を通じて紛争を解決する事例が増えている。

産業財産権紛争調停制度の申請後、相手方が調停に応じた 10 社のうち 6.6 社が調停に合意するなど調停成立率が高まっていることから、知的財産紛争を迅速に解決する合理的な代案となっている。

【産業財産権紛争調停制度】

産業財産権紛争調停制度は、特許、商標、デザイン、実用新案等産業財産権および営業秘密、不正競争行為、職務発明などの紛争を、専門家の手を借りて当事者間の対話と合意を通じて解決する制度である。訴訟や審判に比べて迅速かつ円満に紛争を解決できるというメリットがあり、調停が成立する場合、確定判決と同様の「裁判上の和解」の効力が発生し、相手方が合意事項を履行しない場合、強制執行も可能である。

【産業財産権紛争調停の年度別申請件数】

韓国特許庁によると、2019 年には 45 件にすぎなかった産業財産権紛争調停申請件数が 2022 年には 76 件へと 4 年間年平均 19%増加（※）したことがわかった。特に、今年は、4 月現在（4 月 21 日基準）38 件が受け付けられ、今年 12 月には調停申請件数が 100 件を超える見通しである。

※産業財産権紛争調停委員会への調停申請（件）：2019 年 45 件→2020 年 70 件→2021 年 83 件→2022 年 76 件→2023 年 100 件（予測）

【産業財産権紛争調停の調停成立率】

同じ期間、産業財産権紛争調停申請企業のうち、相手方が調停に応じた企業の調停成立率も 4 年間平均 66%に上るなど、紛争解決効果も高いということがわかった。2022 年基準、相手方が調停制度に参加する場合、調停成立率は約 64%に達しており、調停に応じない場合まで含めても申請事件全体のうち 47%が解決（※）されたものと調査された。

※全体 76 件、成立 35 件、不成立（意見不一致等）20 件、調整不応 19 件、取り下げ 2 件

【産業財産権紛争調整企業分類別申請現況】

直近 5 年間（2019～2023. 4. 21）企業分類別の申請現況を見ると、全体申請件数 312 件のうち個人・中小企業の申請が 297 件と 95%に上るなど、中小企業の活用度が高いとされている。

これは、産業財産権紛争調停制度を利用すれば、平均 2 か月以内に事件が処理（※）され、別途の申請費用が要らず、過程も複雑ではないことから、資本力が不十分な中小企業

も気軽に利用できるためだと分析される。また、迅速かつ低コストというメリットだけでなく、紛争解決効果も高いことがわかった。

※2022年産業財産権紛争調停申請件の平均処理期間：62日

特許庁の産業財産保護協力局長は、「産業財産権紛争調停制度は、時間と費用が足りない中小企業にとって特に効果的な紛争解決手段だ」とし、「特許庁は韓国企業が速やかに紛争を解決し、本来の業務に集中できるよう、調停による紛争解決への支援を拡大していく予定だ」と述べた。

一方、関連紛争で困っている企業・個人は、韓国知識財産保護院の産業財産権紛争調停委員会事務局 (https://www.koipa.re.kr/home/content.do?menu_cd=000076) から申請書をダウンロードして申し込むことができる。申請書の作成に不明な点がある場合は、事務局(1670-9779)を通じて詳しい案内とサポートを受けることができる。

3-2 特許審判国選代理人制度利用のアップ、満足度もアップ

韓国特許庁 (2023.4.28.)

選任件数3年間年平均38%増、利用者の満足度平均86.7点
10件に9件は小企業、制度利用の際の勝訴率も52.8%

韓国特許庁の特許審判院が社会的弱者を支援するために導入した特許審判国選代理人の選任件数が着実に増加しており、利用者の満足度も高いことがわかった。

特許庁の特許審判院は、国選代理人の累積選任件数100件を突破(101件、2019.7~2023.3)に合わせて国選代理人制度の運営状況を確認した結果、選任件数は3年間(2020~2022)年平均38%増加し、制度を利用した利用者の満足度平均は86.7点を記録したと発表した。

特許審判国選代理人制度：特許審判事件当事者のうち代理人のいない社会・経済的弱者に代理人の選任を支援する制度として、選任された国選代理人が特許・実用新案・商標・デザインに関する審判事件に対する代理業務を行う。支援対象は、生活保護受給者、小企業、障害者、青年創業者などである。2019年7月から運営されている

【国選代理人選任件数3年間年平均38%増】

国選代理人選任件数は3年間(2020~2022)年平均38%増加し、高い伸び率を示した。2019年11件、2020年21件、2021年23件、2022年40件、2023年3月まで6件等、着実に

増えている。2019年7月の制度導入以来今年3月まで国選代理人の累積選任件数が計101件を記録した。

【国選代理人制度の利用者満足度平均 86.7点】

国選代理人を選任（101件）して終結した事件（53件）に対する満足度を調査した結果、利用者の満足度平均が86.7点を記録したことがわかった。国選代理人制度利用者の満足度は、勝訴の際は平均98.3点、敗訴の際は平均74.1点となっている。敗訴した場合も利用者の満足度が高く、国選代理人に選任された弁理士が誠実に審判事件を代理していることを示す結果と分析される。

【国選代理人制度利用時の勝訴率 52.8%】

国選代理人が選任された事件（101件）のうち終結した件（53件）の勝訴率は52.8%を記録した。同期間、代理人なしに審判を行った事件の勝訴率21.0%より2.5倍以上高いことがわかった。

【国選代理人制度の利用者別および権利別現況】

国選代理人制度の利用者別現況を見ると、全体101件のうち91件（90.1%）は小企業が利用し、国家有功者5件（5%）、中企業2件（2%）等小企業の利用率が高くなっている。権利の種類別には、商標分野が61件（60.4%）と最も多く、特許・実用新案が21件（20.8%）、デザインが19件（18.8%）を記録した。審判の請求人および被請求人では、計101件のうち被請求人が国選代理人を利用した場合が82件（81.2%）を記録したことがわかった。これは、紛争対応に弱い小企業が商標分野で相手方が提起した紛争に対応するための防御手段として主に国選代理人制度を活用していることと分析される。

特許審判院は、商標審判の経験が豊富な弁理士を多数確保して国選代理人プールを構成し、制度活用の頻度が高い商標分野への支援を一層強化する計画である。

特許審判院の審判政策課長は、「社会・経済的弱者の知的財産保護に役立てるよう、特許審判国選代理人制度をさらに活性化させていきたい」と述べた上で、「支援対象に該当する場合は、審判事件が請求されても慌てず特許審判院の国選代理人制度を活用して積極的に対応してほしい」と呼びかけた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 IP5 特許出願 2022 年 293 万件、前年比 1.4%増

韓国特許庁 (2023. 4. 20.)

政府の輸出増大取組に足並みを揃えた海外特許申請の増加で経済危機を突破
韓国企業の海外出願 7.7 万件、前年比 9.1%増
コンピューター、半導体、通信等輸出主力産業を中心に増加

グローバルな景気低迷の中、韓国政府の輸出増大取組に歩調を合わせて、2022 年韓国企業の米国・中国等海外主要国に対する特許出願が増加したことがわかった。

【世界 5 大特許庁 (IP5) の特許出願 2022 年 293 万件、前年比 1.4%増】

韓国特許庁は、特許分野 5 大先進国協議体である世界 5 大特許庁 (IP5 (※)) が共同で発表した「IP5 主要統計指標」によると、2022 年 IP5 の特許出願は、計 293 万件と、前年比 1.4%増加 (※※) した。これは、昨年の世界中特許出願の 85.1%に当たる規模である。

※韓国 (KIP0)、米国 (USPTO)、欧州 (EPO)、日本 (JPO)、中国 (CNIPA) 特許庁間の協議体

※※ (2021) 2,892,936 件→ (2022) 2,934,230 件

このうち中国に受け付けられた出願が 162 万件 (55.2%) と半分以上を占め、米国 59 万件 (20.3%)、日本 29 万件 (9.9%)、韓国 24 万件 (8.1%)、欧州 19 万件 (6.6%) が受け付けられた。

韓国に受け付けられた外国人出願件を見ると、米国が 17,678 件 (35%) と 3 分の 1 以上を占め、次いで日本 13,860 件 (27%)、欧州 12,936 件 (25%)、中国 6,320 件 (12%) の順である。前年比増加率も米国が 14%と最も高い。米国が韓国市場を重要視し、特許出願を通じて先端技術を先取りしようとする意図が垣間見える。

【韓国企業の 2022 年海外特許出願、前年比 9.1%増】

特に、グローバルマーケットを先取りするための韓国の努力は、韓国企業の海外出願指標を見ればわかる。韓国企業が日本・米国・欧州・中国に出願した特許件数は毎年増え続け、2022 年には 76,592 件と前年比 9.1%増加 (※) した。

※2019 年 66,792 件→2020 年 69,661 件 (↑4.3%) →2021 年 70,218 件 (↑0.9%) →2022 年 76,592 件 (↑9.1%)

韓国企業の海外出願現況を国別に見ると、米国が 40,814 件と半分以上 (53.3%) を占め、次いで中国 18,262 件 (23.8%)、欧州 10,367 件 (13.5%)、日本 7,149 件 (9.3%) の順である。前年比では、日本での増加率が 20.4% と最も高く、欧州 10.4%、米国 9.7%、中国 3.2% の順である。

また、技術分野別には、コンピューター技術、バッテリー（電気機械/エネルギー）、半導体、通信技術等韓国の先端・主力産業分野の海外出願割合が高くなっている。このような先端技術の海外出願増加は、政府の積極的な輸出増大政策が功を奏しているものと解釈できる。

【韓国企業の 2022 年海外特許登録現況】

韓国企業の海外特許登録率を見ると、米国 87%、欧州 73.7% と、米国と欧州でそれぞれ他の IP5 国籍の特許出願と比較して最も高く、日本では 75.6% と、日本国籍出願の次に高い。これは、韓国企業の出願増加傾向が単なる量的拡大というより、海外市場の先取りのために質の良い特許を選別して出願するという効率的な知的財産経営が反映された結果であることを示している。

特許庁の産業財産情報局長は、「グローバルな景気低迷の中でも国内外の特許権を先取りしようとする取り組みが続いているということは非常にポジティブであり、特許庁も韓国企業がグローバルマーケットを先取りするよう、さまざまな支援施策を検討・推進していく考えだ」と述べた。

5-2 韓国特許庁、2022 年知的財産金融規模調査結果を発表

韓国特許庁 (2023. 4. 27.)

「イノベーションの呼び水」、もうすぐ知的財産金融残高が 8 兆ウォン
2022 年残高は 7 兆 7,835 億ウォン、新規供給は 3 兆 905 億ウォン

【知的財産投資事例】メタバースプラットフォームなどソフトウェア供給企業である A 社は、優秀人材の確保とマーケティングのための資金が至急必要な状況であった。しかし、2022 年アニメーション技術実現関連特許 2 件に対する価値評価を通じて投資機関から 50 億ウォンの投資金を誘致し、メタバースの開発を推進して KOSDAQ への上場を準備している。

【知的財産担保融資事例】金属の表面処理関連事業を拡大するために研究開発および広報資金が必要であった B 社は、2022 年に保有特許 3 件を担保に銀行から 50 億ウォンの融資を受けて運営資金を確保し、2021 年比営業利益が約 90% 増加するという成果を上げた。

【知的財産保証事例】半導体蒸着装置の部品を生産するC社は、当初の予想より新築工場の稼働時期および製品生産のテスト期間が長引くに伴って2021年一時的に営業損失が発生するなど、経営状況が悪化した。しかし、2022年保証機関から特許1件に対する知的財産保証書を発行され、銀行から2.6億ウォンの融資を受けて流動性不足問題を解決することができた。

2022年の知的財産金融残高(※)が8兆ウォンを目前に控え、知的財産金融がイノベーション企業の資金調達手段として位置づけられていることがわかった。

※調査時点(2022年末)基準で市中に供給されている状態のIP金融金額

韓国特許庁は、知的財産金融規模調査の結果、2022年知的財産金融残高は7兆7,835億ウォンを超え、2022年に新規供給された金額は3兆905億ウォンであると発表した。

【2022年知的財産金融残高7兆7,835億ウォン】

2022年の知的財産金融残高7兆7,835億ウォンのうち、知的財産投資(※)は1兆9,331億ウォン、知的財産担保融資(※※)は2兆1,929億ウォン、知的財産保証(※※※)は3兆6,575億ウォンである。

※IP投資：投資機関の優秀IP保有企業に対する持分投資および特許収益化プロジェクトなどへの投資

※※IP担保融資：IP価値評価に基づき、銀行が企業のIPを担保にして行う融資

※※※IP保証：IPの価値に基づいて保証機関が企業に保証書を発行し、銀行が融資を行う

【2022年知的財産金融新規供給3兆905億ウォン】

昨年の新規供給基準では、計3兆905億ウォンが供給され、このうち知的財産投資は1兆2,968億ウォン、知的財産担保融資は9,156億ウォン、知的財産保証は8,781億ウォンが供給された。

優秀特許保有企業などに投資する新規知的財産投資額は1兆2,968億ウォンと、前年(6,088億ウォン)比2.1倍増加し、1兆ウォンを初めて突破した。新規知的財産投資金額の増加は、政府がファンド(※)出資を通じて知的財産投資基金(ファンド)を設立するための基盤を固め、さらにベンチャーキャピタルなど民間投資機関と持続的に協力して出された成果と分析される。

※中小・ベンチャー企業を育成するために、政府が企業に直接投資する代わりにファンドに出資する方式で投資するファンド

知的財産を担保に実行された新規融資額は、9,156億ウォンと、前年（1兆508億ウォン）比一部減少した。これは、金利上昇などにより、新規知的財産担保融資を実行しようとする誘引がやや減少したためだと把握される。知的財産担保融資企業に対する調査の結果（※）、信用格付けが高くない企業（BB+以下）に対する融資が82.1%（2021年77.7%）に上り、知的財産担保融資が優秀特許を保有している信用力の低い企業を中心に広がっていることがわかった。

※特許庁のIP価値評価支援事業によるIP担保融資企業（1160社）を対象に調査

2022年、知的財産をベースに保証機関（※）から発行された新規知的財産保証額は、8,781億ウォンと、前年（8,445億ウォン）比4%増加したが、知的財産保証は知的財産担保融資を利用しにくい創業初期の企業などにとって効果的な資金調達手段として、保証率優遇および保証料減免などの優遇特典も受けられる。

※信用保証基金、技術保証基金およびソウル信用保証財団

特許庁の産業財産政策局長は、「知的財産には企業の技術力とその未来価値が集約されている」とし、「知的財産金融を通じてイノベーション企業が資金をより容易に調達し、成長していける環境を整えていきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム